

**静岡県告示第386号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年6月6日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆の国市南條字台地750番の14から 伊豆の国市南條字上大久保747番の6まで	令和5年6月6日

=====

**静岡県告示第387号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年6月6日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
古奈伊豆長岡 停車場線	伊豆の国市南條字湯の原480番の23から 伊豆の国市南條字台地778番の7まで	令和5年6月6日